

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

1. 改正の内容

- 今般、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025 について」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）等に基づき行われた、社会保障審議会医療保険部会及び同部会の下に設置された「高額療養費制度の在り方に関する専門委員会」における議論を踏まえ、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 号。以下「一部改正令」という。）」において、高額療養費制度に関する規定について、高額療養費算定基準額を見直すとともに、年間高額療養費算定基準額の仕組みを新設する。
- 一部改正令の施行に伴い、高額療養費の支給に関する規定について、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）及び国家公務員共済組合法施行規則（昭和 33 年大蔵省令第 54 号）と同様の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）外来療養に係る月間高額療養費の住民税非課税区分の見直し（第 4 条の 11 第 3 項、第 4 条の 13 第 1 項）
一部改正令により住民税非課税区分を 1 区分から 2 区分とすることに伴い、これらの区分に係る規定について、所要の見直しを行う。
- （2）年間高額療養費の住民税非課税区分の新設（第 4 条の 11 第 4 項から第 7 項まで（新設））
外来療養に係る年間高額療養費の算定基準額について、一部改正令により住民税非課税区分が 2 区分となるため、各号に該当する者の範囲を定める。
- （3）外来療養に係る年間高額療養費の決定請求手続の見直し（第 5 条の 2）
外来療養に係る年間高額療養費の算定基準額について、一部改正令により住民税非課税区分が新設されることに伴い、請求者がこの住民税非課税区分に該当するときは、その該当することを証明する書類の添付を求めることとする。
- （4）新設する年間高額療養費の決定請求手続（第 5 条の 2 の 7（新設））
（3）に準じ、新設する年間高額療養費の決定請求手続を定める規定を新設する。
- （5）その他、所要の改正を行う。

3. 施行期日等

公 布 日：令和 8 年 7 月 31 日

施行期日：令和 8 年 8 月 1 日